

東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクール審査内規

第1条 この内規は東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクール実施規定第19条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は課題曲と自由曲をそれぞれ100点満点で評価し、合計点を総合評価とする。

第3条 審査結果の処理は東京都職場吹奏楽連盟理事長・東京都一般吹奏楽連盟理事長および同副理事長によって構成する判定委員が行う。

第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき、金・銀・銅賞の3段階にグループ分けを行う。金・銀・銅の比率は3：4：3をめやすとする。

第5条 同点によって東京都代表を決定できない場合は、以下の順に従って順位付けを行う。

同点団体の中で、より多くの審査員から上位にランクされた団体を代表とする。

各審査員の総合順位の合計によって行う。

審査員、判定委員との協議によって行う。

第6条 第4条による結果は審査員の下承を得、理事長が賞を決定する。

第7条 審査員の講評用紙は出演団体に渡し、各団体の合計点を表彰式にて公表する。

第8条 この内規は東京都職場吹奏楽連盟理事会および東京都一般吹奏楽連盟理事会の議決により改定することができる。

(付則)

この東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクール審査内規は、平成21年4月1日から施行する。